

申告の際に  
必要なものは？

- ・ 申告案内（通知が届いた人）
- ・ 印かん
- ※ 税務署から申告案内が届いた人は、税務署で申告してください。

このほか、申告に必要なものは、申告をする人それぞれの所得の種類などによって、次のとおりとなっています。

- ◆ 給与・年金所得がある人
- ・ 給与所得の源泉徴収票または給与支払証明書
- ・ 公的年金などの源泉徴収票

- ※ 所得税の還付を受ける人は、源泉徴収票（原本）と本人名義の預貯金通帳（口座番号がわかるもの）を持参してください。
- ◆ 個人年金・保険の満期金がある人
- ・ 保険会社などが発行した支払調書

- ◆ 事業、不動産所得がある人
- ・ 収入（売上額・出荷額・水揚げ額等）や経費などがわかる書類や帳簿（所得の種類ごと、経費などの科目ごとに集計してきてください。計算をしていないと、申告の順番が後回しになる

場合があります）。

- ・ 固定資産税課税明細書
- ・ 領収書

※ 農業所得は、収支計算による申告となります。販売（出荷）伝票や必要経費がわかる領収書・営農口座の通帳などを、項目ごとに分けて集計しておいてください。また、自家消費分については、収穫量を記録しておいてください（「もみで〇俵」など）。

- ◆ 社会保険料控除を受ける人
- ・ 年金や健康保険税（料）などの領収書または納税額確認書
- ・ 国民年金保険料控除証明書（添付または提示が義務化）

- ※ 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料が年金から差し引き（特別徴収）される保険税（料）の控除を受けることができるのは、受給者本人のみとなります。
- ◆ 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける人
- ・ 支払った保険料の証明書

- ◆ 医療費控除を受ける人
- ・ 支払った医療費の領収書や明細書（受診者・医療機関ごとに集計してください）
- ・ 生命保険や医療保険の高額療養費などで補てんされる金額の明細書

細書

- ・ 介護保険高額介護サービス費支給決定通知書

※ おむつ代の医療費控除を受けるときは、領収書と医師のおむつ使用証明書が必要です。ただし、介護保険被保険者でおむつが必要と認められる人は、2年目から市が発行する確認書と領収書で控除を受けることができます。詳細は、本庁・高齢者支援課へお尋ねください。

※ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の高額療養費支給額明細書が必要な人は、保険証と印かんを持参して、本庁・保険年金課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所・総務市民課で申請してください。

- ◆ 障害者控除を受ける人
- ・ 障害者手帳または障害者控除対象者認定書

※ 認定書は、身体や精神に障がいがある65歳以上の人で、その障がい①が①身体障害の1～6級②知的障害の軽度・中度・重度③寝たきり、と同じ程度と認められる人に発行します。①と②は本庁・社会福祉課で、③は同・高齢者支援課で申請してください（牛深支所・市民福祉課とそ

の他の支所・総務市民課でも申請できます）。

- ◆ 雑損控除を受ける人
- ・ 被災証明書
- ・ 被害を受けた住宅や家財の明細書、支払った修繕費などの領収書

・ 損害保険などで補てんされる金額の明細書

- ◆ 寄附金控除を受ける人
- ・ 寄附金の受領証など

※ 自治体への寄附（ふるさと寄附金）を行った場合も申告が必要となります。

※ 東日本大震災における、被災地復興支援のための寄附金や義援金（日本赤十字社、中央共同募金などへの寄附）も対象となります。

◎ 市・県民税の申告についての詳細は、本庁・市民税課市民税係 ☎1111 内線1147 または牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課税務担当係へお尋ねください。

◎ 所得税の申告についての詳細は、天草税務署 ☎2510 へお尋ねください。

平成24年度から市・県民税が変わります

地方税法の一部改正により、平成24年度の市・県民税が変わります。主な変更点については、次のとおりです。

- ◆ 扶養控除の見直し（年少扶養控除廃止など）
- ① 年少扶養控除（扶養親族のうち、16歳未満の人）に対する扶養控除が廃止（33万円→0円）。
- ② 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、16歳以上19歳未満の同親族に対する扶養控除の上乗せ部分の12万円が廃止となり、扶養控除の額が33万円となります。

◆ 同居特別障害者加算の変更  
同居特別障害者加算とは、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害である場合

に、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算するものです。

年少扶養控除の廃止に伴い、同居の特別障害者である16歳未満の扶養親族については、23万円の加算ができなくなります。このため、別途適用される特別障害者控除30万円に、23万円を加算する措置に変更されます。

◆ 寄附金控除の拡充  
改正前は、5,000円を超える額が税額控除の対象でしたが、改正後は2,000円を超える額が税額控除の対象となります。

また、寄附先の対象が広がり、県内に主たる事務所がある学校法人・社会福祉法人などへの寄附も、市民税の寄附金控除の対象となります。

税務署からのお知らせ

◆ 年金所得者の平成23年分確定申告について

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税についての確定申告書の提出は不要となりました。

- ※ 1. 医療費控除などによる所得税の還付を受けるために、申告書を提出することはできません。
- ※ 2. 所得税の確定申告書の提出の必要がない場合であっても、市・県民税の申告は必要です。詳細は、天草税務署へご相談ください。

【問い合わせ先】天草税務署 ☎2510

◆ 国税庁ホームページで「確定申告書等作成コーナー」を提供しています

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書などを作成・印刷して税務署へ提出することができます。

[ホームページアドレス] <http://www.nta.go.jp>

また、電子申告用データを作成すれば、電子申告（e-Tax）により申告などを行うことができます（贈与税を除く）。なお、e-Taxを利用して所得税の確定申告をすると、①最高4,000円の税額控除（初回のみ）②添付書類の提出が省略③還付金がスピーディー④24時間いつでも利用可能などのメリットがあります。

詳細はe-Taxホームページをご覧ください。  
[ホームページアドレス] <http://www.e-tax.nta.go.jp>